



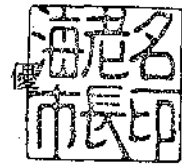
海老名市告示第 118 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市道の路線区域を変更する。

その関係図面は、海老名市まちづくり部道路管理課において令和 8 年 5 月 20 日から 2 週間一般の縦覧に供する。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日には縦覧できません。）

令和 8 年 5 月 19 日

海老名市長 内 野







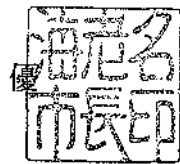
海老名市告示第 119 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市道の路線の供用を令和 8 年 5 月 20 日より開始する。

その関係図面は、海老名市まちづくり部道路管理課において令和 8 年 5 月 20 日から 2 週間一般の縦覧に供する。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日には縦覧できません。）

令和 8 年 5 月 19 日

海老名市長 内 野



## 供用開始

整理番号	道路の種類	路線名	変更の区間	延長 (m)	敷地の幅員 (m)
1	市道	1403	社家字字治山3618番1地先 ↵ 社家字小町4587番1地先	52.67	4.43 ↵ 8.03